



# 町県民税が変わります!

## 3. 定率減税の廃止

定率減税は、平成11年度より景気対策として行われてきた暫定的な税負担の軽減措置です。最近の経済状況をふまえ廃止されます。

町県民税	平成18年度	→	平成19年度から
	所得割額の7.5%相当額を減額(限度額2万円)		廃止

## 4. 老年者の非課税措置の経過措置

平成17年1月1日現在において65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、町県民税が非課税でしたが、この措置が平成18年度から廃止されたため、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられています。平成19年度住民税は3分の2が課税され、平成20年度からは全課税されます。

所得税	平成18年分	→	平成19年分から
	所得税額の10%相当額を減額(限度額12万5千円)		廃止

	平成18年度	平成19年度	平成20年度から
均等割額(町県民税)	1,400円	2,900円	4,500円
所得割額(町県民税)	1/3 課税	2/3 課税	全額課税

### ◆ 税率改正による負担変動のモデルケース

#### 〈独身者の場合(年額)〉

給与収入	改正前(単位:円)			→	給与収入	改正後(単位:円)			=	負担増減額(A)-(B)
	所得税	町県民税	合計(A)			所得税	町県民税	合計(B)		
300万	124,000	64,500	188,500		300万	62,000	126,500	188,500		0
500万	258,000	163,000	421,000		500万	160,500	260,500	421,000		0
700万	474,000	307,000	781,000		700万	376,500	404,500	781,000		0
1,000万	966,000	553,000	1,519,000		1,000万	868,500	650,500	1,519,000		0

#### 〈夫婦と子ども2人の場合(年額)〉

給与収入	改正前(単位:円)			→	給与収入	改正後(単位:円)			=	負担増減額(A)-(B)
	所得税	町県民税	合計(A)			所得税	町県民税	合計(B)		
300万	0	9,000	9,000		300万	0	9,000	9,000		0
500万	119,000	76,000	195,000		500万	59,500	135,500	195,000		0
700万	263,000	196,000	459,000		700万	165,500	293,500	459,000		0
1,000万	688,000	442,000	1,130,000		1,000万	590,500	539,500	1,130,000		0

- ※ 夫婦と子ども二人の場合、子どものうち一人が特定扶養親族に該当しているものとしています。
- ※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分から所得税、平成19年度分から住民税の定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

問い合わせ 役場税務課町民税係 ☎985-4110